

平成 30.4.19 委員会決定

(趣 旨)

第1 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員が、週休日に大学入試センター試験等の入試業務を命じられた場合、保育園や学童保育等が休みのために、保育に欠ける状態になる子にかかる託児等費用の一部を補助し、もって、教育・研究業務と子育ての両立を支援する。

(補助対象者)

第2 本学に勤務する教職員で、大学入試センター試験等の入試業務に従事するために中学校就学前の子の保育に託児等を利用する者。

(補助金の額)

第3 1日分の申請につき1万円を上限とする。

(補助の範囲)

第4 当該利用により教職員の入試業務が可能となる託児等の利用に要する費用（次の①～④を除く）のうち、男女共同参画推進委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたものとする。

- ① ベビーシッター会社等への入会に係る費用
- ② ベビーシッター会社等の年会費
- ③ 利用の取り消しに伴う費用
- ④ 通常の月極料金に含まれている費用

(利用できる託児等の範囲)

第5 保育所等の託児施設、ファミリーサポートセンター及びベビーシッターとする。ただし、家族や近隣者が行うベビーシッターは対象外（ファミリーサポートセンター等の会員である近隣者は除く）とする。

(申請及び審査)

第6 補助を受けようとする教職員は、申請書（様式第1号）に、預け先の託児等費用が明らかになるものを添え、学部長等から、事前に男女共同参画推進委員長（以下「委員長」という。）に申請しなければならない。

2 委員長は、申請内容を審査し、予算の範囲内で適否を決定し、事前に学部長等を通して申請者へ通知するものとする。

(報告及び補助に関する手続き)

第7 支援を受ける者（以下「採択者」という。）は、託児等の利用後速やかに、報告書及び請求書（様式第2号）を、領収書等支払額が明らかになるものを添付の上、委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、採択者から報告書等の提出があったときは、補助金の支払い手続きを行うものとする。

3 委員長は、申請書又は報告書等に虚偽の記載等があり、補助することが不適当と認めた場合は補助

を取り消すものとする。

(要項の改廃)

第8 この要項の改廃は、男女共同参画推進委員会の議を経て、委員長が行う。

附 則

この要項は、平成30年4月19日から施行する。